

# 令和4年度決算に基づく 健全化判断比率等の概要

## 1 概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を公表することと、各比率が一定基準を超えた場合、財政を健全化する計画を策定することが義務付けられました。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率は国の定める早期健全化基準及び財政再生基準を下回る結果となりました。また、公営企業における資金不足比率も、経営健全化基準を下回る結果となりました。これは本市の財政状況及び公営企業の経営状況が健全であることを示しています。

## 2 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の状況

(単位：%)

健全化判断比率	蓮田市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.92	20.00
連結実質赤字比率	—	17.92	30.00
実質公債費比率	3.7	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

### ■実質赤字比率

一般会計等に赤字額がある場合に、その赤字額の程度を指標化した比率です。赤字がない場合は、バー表示（－）となります。

### ■連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、地方公共団体全体としての赤字額等がある場合に、その赤字額等の程度を指標化した比率です。赤字がない場合は、バー表示（－）となります。

### ■実質公債費比率

自治体の収入額に対する、一般会計等が負担する地方債の償還金等の大きさを指標化し、財政負担の程度を示した比率です。

#### ■将来負担比率

一般会計等の地方債残高や団体が将来支払う可能性のある負担額を指標化し、将来の財政負担の程度を示した比率です。

将来負担額よりも将来負担額に、充当できる金額の方が多い場合は、バー表示（－）となります。

#### ■早期健全化基準

健全化判断比率である4つの指標のうち、一つでも早期健全化基準以上となった場合には、自主的かつ計画的にその財政の健全化を要する「財政健全化団体」となり、財政健全化計画の策定が義務付けられます。

#### ■財政再生基準

将来負担比率を除く健全化判断比率である3つの指標のうち、一つでも財政再生基準以上となった場合には、国等の関与による確実な財政の再生を要する「財政再生団体」となり、財政再生計画の策定が義務付けられます。

### 3 令和4年度決算に基づく資金不足比率の状況

(単位：%)

会計の名称	蓮田市の数値	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.00
下水道事業会計	—	20.00

#### ■資金不足比率

公営企業会計に資金不足がある場合、その額を公営企業の事業規模と比較し、指標化した比率です。

資金不足がない場合は、バー表示（－）となります。

#### ■経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた基準です。